

中間決算公告

平成 27 年 12 月 14 日

東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
 ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・
 ナショナル・アソシエーション
 (JPモルガン・チェース銀行 東京支店)

日本における代表者兼東京支店長 李家輝

中間貸借対照表 (平成 27 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け	830,203	預金	282,961
コル	542,204	譲渡性預金	-
買入先物勘定	-	コルマネ	-
債券借取引支払保証金	36,575	売現先勘定	-
買入手形	-	債券借取引受入担保金	-
特入金取引債権	13	売渡手形	-
現金の信託	499,860	コマーシャル・ペーパー	-
有価証券	58,873	特定取引負債	524,710
貸出金	19,015	借外	-
外為替	54,468	外為替	38,499
その他資産	823,853	未払法人税等	18
リース投資	-	リース債	-
金融派生の商産	705,752	資産除却債	-
有形固定資産	118,101	金融商品等受入担保	947,319
有形固定資産費用	77	その他の負債	237,378
繰延税金資産	-	賞与引当金	15,637
支払倒引当見	1,799	退職給付引当金	1,554
貸本支店勘定	△59	特別法上の引当	303
	8,085	繰延税金負債	-
		支払承	564
		本店勘定	1,799
		小計	821,487
		持込資本	2,872,234
		中間繰越利益剰余金	2,000
		その他の有価証券評価差額	△282
		繰延ヘッジ損益	1,019
		土地再評価差額	-
合 計	2,874,971	合 計	2,874,971

〔平成 27 年 4 月 1 日から
平成 27 年 9 月 30 日まで〕 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,437
資金運用収益	1,479
(うち貸出金利息)	(213)
(うち有価証券利息配当金)	(218)
役務取引等収益	949
特定取引収益	15,209
その他業務収益	2,195
その他経常収益	1,603
経常費用	20,352
資金調達費用	423
(うち預金利息)	(90)
役務取引等費用	380
特定取引費用	-
その他業務費用	12,733
営業経費	6,815
その他経常費用	-
経常利益	1,084
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	1,084
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	-
法人税等合計	1
中間純利益	1,082
繰越利益剰余金(当期首残高)	△1,701
本店への送金	-
(本店からの補填金)	335
中間繰越利益剰余金	△282

(中間貸借対照表注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。なお、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たすデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については相殺表示を行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、及び親会社の運営する株式報酬制度にかかる将来の費用負担に備えるため、当中間期に帰属する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込み額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外本支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

1. 当中間期において、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たすデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については相殺表示を行っております。これにより、従前の方法と比べて、その他資産及びその他負債に計上されている金融派生商品がそれぞれ179,773百万円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は10,442百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは25,915百万円であります。

2. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権、破綻先債権、延滞債権、及び3ヵ月以上延滞債権の該当はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

また、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したのものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は13,351百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
その他資産には保証金が35百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、200,662百万円であります。このうち契約残存期間1年以内のものが129,582百万円あります。
6. 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権又は金銭債務として該当するものではありません。

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	830,203	830,203	-
(2) コールローン	542,204	542,204	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	36,575	36,575	-
(4) 買入金銭債権	13	13	-
(5) 有価証券 其他有価証券	58,873	58,873	-
(6) 貸出金 貸倒引当金(*1)	19,015 △28		
	18,987	18,987	
(7) 外国為替 貸倒引当金(*1)	54,468 △28		
	54,440	54,440	
(8) その他の資産 金融商品等差入担保金	111,663	111,663	-
(9) 本支店勘定	8,085	8,085	-
資産計	1,602,198	1,602,198	-
(1) 預金	282,961	282,961	-
(2) 外国為替	38,499	38,499	-
(3) 金融商品等受入担保金	237,378	237,378	-
(4) 本支店勘定	821,487	821,487	-
負債計	1,380,325	1,380,325	-
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(266,417)	(266,417)	-
デリバティブ取引計	(266,417)	(266,417)	-

(*1) 貸出金又は外国為替に対応する一般貸倒引当金を控除しております。尚、貸出金及び外国為替以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しい為、中間貸借対照表上計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び(3) 債券貸借取引支払保証金 (4) 買入金銭債権

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 有価証券

債券は取引所の価格又は合理的に算定された価格等によっております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは全て約定期間が短期間（1年以内）のもので、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）及び輸出手形（買入外国為替）であります。これらは、満期のない預け金と貸出金、或いは約定期間が短期（1年以内）の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) その他の資産

金融商品等差入担保金は、短期で値洗いされるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 本支店勘定

本支店勘定は、残存期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は残存期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間がない借入金であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金は、短期で値洗いされるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 本支店勘定

本支店勘定は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」及び「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券（平成27年9月30日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	53,356	51,789	1,566
	国債	53,356	51,789	1,566
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,516	5,500	16
	小計	58,873	57,289	1,583
貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		58,873	57,289	1,583

(注) 中間貸借対照表計上額は当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(中間損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 本店経費負担額 1,494 百万円

当該負担額の内訳は次のとおりです。

(1) 直接経費（派遣職員給与等） 35 百万円

(2) 間接経費割当額 1,458 百万円